

国・県の行政機関の釜石への設立、機能強化について

《機能強化》

税関官署の名称及び管轄区域の変更について

1. 内容

令和3年7月1日付で、函館税関管内のうち、岩手県に所在する3官署の名称及び管轄区域が下記のとおり変更されることとなりました。

■大船渡港

(1) 官 署 名：函館税関大船渡税関支署 ※名称変更なし

(2) 管轄区域：大船渡市 一関市 陸前高田市 奥州市 胆沢郡 西磐井郡 気仙郡

■釜石港

(1) 官 署 名：新名称 函館税関釜石税関支署（仮称）

旧名称 函館税関大船渡税関支署釜石出張所

(2) 管轄区域：盛岡市 宮古市 花巻市 北上市 遠野市 釜石市 八幡平市
滝沢市 岩手郡 紫波郡 和賀郡 上閉伊郡 下閉伊郡

■宮古港

(1) 官 署 名：新名称 函館税関釜石税関支署宮古出張所（仮称）

旧名称 函館税関宮古税関支署

(2) 管轄区域：宮古市 下閉伊郡

※1 下線部が変更箇所

※2 支署の管轄区域は、管轄する出張所の管轄区域も含まれます。

※3 盛岡市は宮古税関支署から、北上市は大船渡税関支署から釜石税関支署へ移管

2. 経緯

釜石港は、平成29年にガントリークレーンが導入されたほか、令和元年には県内唯一となる動物検疫港指定、また、復興支援道路の開通に伴う内陸部へのアクセス改善が図られ、同港を管轄する釜石出張所の業務量が増加傾向にありました。

さらに、同出張所は、令和元年7月に税関空港となった花巻空港対応も担っており、今後、釜石地区を中心とした岩手県全体の税関行政の更なる利便性向上を図る必要があったとのことです。

このような中、令和3年度予算において、機構振替が正式決定されました。

3. その他

釜石港は、岩手県では最も早く、昭和9年1月27日に開港、釜石税関支署が設置されましたが、その後、時代の変遷をたどり、平成13年7月1日付で大船渡税関支署釜石出張所に降格しており、今回、20年ぶりに支署へ再昇格することとなります。

岩手県における新たな税関拠点官署の誕生で、安心・安全な社会の実現と、さらなる貿易業務の円滑化が期待されます。

《新 設》

○『南三陸沿岸国道事務所』

開通した三陸沿岸道路等の適切な管理を行うため「南三陸沿岸国道事務所」を新設しました。

業務開始日：令和3年4月1日

鵜住居町大13地割1-4

TEL0193-28-4731

○『岩手復興局』

被災地に寄り添った「復興まちづくり」や「なりわいの再生支援」に取り組むために移転しました。

業務開始日：令和3年5月6日

松原町3丁目10-22 小澤4ビル4階

TEL0193-27-5331

○『いわて被災者支援センター』

東日本大震災津波で被災し、自宅の再建や災害公営住宅への入居など、恒久的な住宅へ移行された後、生活面や経済面等の複雑な課題を抱える方からの相談に対応するため、「いわて被災者支援センター」を開設しました。

業務開始日：令和3年4月27日

大町2丁目4-7

TEL0193-30-1034